

第25回期 第9回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年3月14日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員8人・推進委員10人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	8番	小針	充則

推 進 委 員	(箕 輪 ・ 袖 山)	関根	盛夫
同	(中 根 松)	会田	信二
同	(大 草)	斎藤	良文
同	(小 貫 ・ 太 田 輪)	薄井	常義
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	須藤	寿行
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	鈴木	政吉
同	(山 白 石)	我妻	伸司
同	(山 白 石)	岡田	勇弥
同	(浅 川 ・ 滝 輪)	緑川	孝雄
同	(東 大 畑 ・ 畑 田)	小室	一男

4 欠席委員(委員2名)

委 員	3番	須藤	孝夫
同	7番	須藤	一二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の作成に対する決定について

1件

議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく
農地利用配分計画(案)に対する意見決定について

1件

議案第24号 青年等就農計画の認定に係る意見決定について

1件

議案第25号 浅川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	本日は、お忙しい中、ご参集いただき誠にありがとうございます。 只今から、第9回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 3月に入ってから雪や雨が降り、寒い日が続いておりました。しかし、早いもので来週にはお彼岸です。暑さ寒さも彼岸までと申しますけれども、寒暖差のある時期でもあります。皆さんどうか体調管理に気を付けて活動していただきたいと思っております。 さて本日の議案ですけれども、7件ほどございます。 皆様ですね、慎重審議をお願いいたしまして、私の挨拶といたします。
会 長	本日の農業委員の出席は10名中8名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第9回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は10名中10名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、6番、鈴木啓委員、8番、小針充則委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会長	議案第20号①について、小貫・太田輪地区推進委員、薄井常義委員の調査報告及び意見を求めます。

薄井委員	<p>小貫・太田輪地区担当の推進委員の薄井です。</p> <p>議案第20号農地法第3条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、****さん、譲受人、*****さん。3月9日午後7時ごろ、地区副担当の藤田委員及び譲受人立ち合いのもと申請の調査をしてみました。***さんは高齢で、後継者がなく、管理が難しくなったため*****さんに土地を引渡し、耕作してほしいとのことです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から6号の各規定に触れることがないので適正かと思えます。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>それでは、事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である*****さんについては、令和5年2月に農業経営改善計画の認定を受け、町の認定農業者となっております。施設野菜及び肉用牛を主としており、今回売買する農地についても水稻として利用するとのことです。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれも該当するものがなく問題ないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第20号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第20号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第20号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第20号、農地法第3条②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第20号②について、浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の調査報告及び意見を求めます。</p>

緑川委員	<p>浅川・滝輪地区担当の緑川です。</p> <p>議案第20号農地法第3条②について、調査の結果及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、****、*****さん、譲受人、**、****さん。以下記載のとおりです。3月10日午前8時より、地区副担当の酒井委員、小針委員、譲渡人、譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。</p> <p>譲渡人の*****さんは譲受人、****さんの実の姉にあたります。今回の申請の理由につきましては、当該ほ場は隣合わせとなっており、長年依頼を受け、譲受人の****さんが稲作をしていました。*****さんはひとり暮らしをしており、高齢であることから、子供たちとも相談の上、実の弟である****さんに贈与したいとのことでした。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であると見てきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、譲渡人である*****さんと譲受人である****さんは姉弟であり、親族間での所有権移転となります。今回の申請地は、以前から****さんが耕作している農地とのことです。また、**さんの経営状況についても、農業に従事している人数及び日数、保有する農機具類、後継者の存在など、農業に従事するのに十分かと思われまます。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第20号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第20号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第20号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第21号①について、東大畑・畑田地区推進委員、小室一男委員の調査報告及び意見を求めます。
小室委員	<p>東大畑・畑田地区担当の小室です。</p> <p>議案第21号農地法第5条①について、調査の結果及び意見を申し上げます。</p> <p>3月9日土曜日9時から、譲渡人、****さん、****さん、譲受人の代理人の行政書士の方及び施工業者と現地にて立ち合いのもと調査してまいりました。</p> <p>調査結果について、(1)から(5)について該当する項目がなく、今回の申請についてはなんら問題ないものとみてきましたのでご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、****さん、****さん、譲受人、***** *****代表取締役 ****さんになります。譲受人は***に本社を置く発電事業等を営む会社経営者であります。今回の申請地において太陽光パネルを設置し再生可能エネルギー発電事業の計画をしており、経済産業大臣より計画の認定がなされたため、申請に至りました。</p> <p>まず、立地基準については、申請地は鉄道の駅からおおむね500m以内の区域内にあるため、公共施設近距離区域内農地ということで、第2種農地と判断しました。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用目的は、太陽光パネルを設置するためです。事業の主旨としては、太陽光を利用した安全で安定した再生エネルギーを確保し、普及することを目的に事業を計画したとのこと。本申請前には候補地をいくつか検討しましたが、日照の確保や事業を行う上での障害等を検討した結果、他の候補地では事業を完了できないとの判断したため、転用申請はやむを得ないものと考えられます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、必要な資力を全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和6年8月末までとされており該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内で完結するものであるため該当するものはありません。</p> <p>申請地と一体としてしようする土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、隣接する*****、****の原野と一体として利用する計画のため問題ありません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになって</p>

<p>会 長</p>	<p>おりますが、太陽光発電設備として太陽光が十分に確保でき適正な規模であり、該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 2 1 号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 2 1 号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 2 1 号、農地法第 5 条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第 2 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案の審議に入る前に、議案第 2 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条①については、****委員が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(****委員退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より議案の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは町の認定農業者であり、人・農地プランでも**地区の担い手として名前が挙げられております。設定人は染地区の****さんです。</p> <p>今回利用権を設定しようとする農地につきましては、貸付人から田んぼを耕作してほしいと相談があり、借り受けることになった土地となります。土地の場所については、**さんが耕作している農地と近い位置にあり、立地条件の良い土地となります。</p> <p>以上のことから、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>

会 長	この集積計画に対して里白石・福貴作・染地区推進委員の須藤寿行委員の意見を求めます。
須藤(寿)委員	<p>里白石・福貴作・染地区担当の推進委員の須藤であります。</p> <p>今回の提案されました土地につきましては、社川に面するほ場であります。現地の確認につきましては、利用権の設定を受ける****氏、貸付人の****氏、農業委員の鈴木啓氏、富永勉氏、推進委員の私で、3月10日に行いました。****氏につきましては、認定農業者で専業農家であります。主に水稻、繁殖牛の飼育を行っており、農業には親御さんから継承しつつ20代のころから行っております。長年にわたり継続的、かつ安定的に農業経営を行っており、この利用権の設定を受け、集積して農業経営を図りたいとのことであり、利用権の設定を受ける者の要件を満たす方であると判断いたします。また、****氏は体調の問題があるとのことで今回の貸借に至ったとのことであります。</p> <p>利用権設定を受ける者の要件であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。の要件を満たす者として今回の集積計画については適当であり、問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、****委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(****委員着席)</p>
会 長	<p>****委員に報告します。議案第22号①は計画どおり決定されました。</p> <p>次に、議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、事務局より議案の朗読を求めます。</p>

<p>会 長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>議案の審議に入る前に、議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画①については、****委員が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席させていただきます。</p> <p>(****委員退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より議案の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>内容としましては、中間管理機構の公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けたものを担い手へ配分する案となっており、この配分計画書については町が作成することとなり、町から意見を求められているものです。意見決定後、町から農業振興公社を通じて県に提出されます。最終的に県知事が認可し公告されることとなります。</p> <p>被設定人の****さんは町の認定農業者であり、人・農地プランでも****の担い手として名前が挙げられております。今回利用権を設定しようとする農地につきましては、これまでも同当事者間で農地中間管理事業に関する法律による利用権設定をしていましたが、設定期間を迎えるので、利用権の延長をするために今回の計画書が提出されたとのことでした。</p> <p>賃借権の設定等を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件を備えていることとされていますが、要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること 2、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること 3、農作業に常時従事しないと認められる者については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること <p>いずれの要件も満たしていると認められ、問題ないものと思われませんが、皆様の審議をよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>つづいて、この配分計画（案）に対して浅川・滝輪地区推進委員の緑川孝雄委員の意見を求めます。</p>
<p>緑川委員</p>	<p>浅川・滝輪地区推進委員の緑川です。</p> <p>議案第23号農地利用配分計画（案）についての意見ですが、先ほど事務局から説明のありましたとおり、利用権設定の更新であり、****さんは耕作意欲もあり、今回の農地利用配分計画（案）に全く問題ないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農</p>

<p>会 長</p>	<p>用地利用配分計画（案）①について、質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画の案①について、異議なしと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第23号①については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、****委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>（****委員着席）</p>
<p>会 長</p>	<p>****委員に報告します。議案第23号①は計画どおり決定され、議案第23号①については案に対して異議なしとすることに決定されました。</p> <p>次に、議案第24号、青年等就農計画の認定に係る意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>議案の説明をいたします。</p> <p>今回の案件は、青年等就農計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。</p> <p>認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっております。今回、審議会を開催するにあたり、農業委員会として意見を求められたことにより議案にかけ意見決定するものです。計画の認定に当たっては、町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>今回の認定申請者の****さんは、****の認定農業者であります****さんの息子さんであります。今回、****さんは新規就農者として経営発展支援事業補助金及び農業次世代人材投資資金を受けることを希望されており認定申請が出されているものです。</p> <p>皆さまのお手元に計画書の写しを配布しておりますが、中身を見ますと農業経営開始日は令和6年5月1日を予定しており、親の農業経営を一部継承し、親の農業経営とは別に新たな部門を開始することとされており、営農類型は水稲と施設野菜となっております、新たに構想に沿った計画であるかですが、青年等の新規就農者の5年後の目標が構想にある年間農業所得210万円及び年間労働時間1,900時間程度とされた内容を超える形での計画となっております。</p> <p>浅川町農業委員会として、****さんの就農計画が基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報の関係上、回収させていただきますの</p>

	<p>で、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より議案の朗読及び説明が終わりましたが、本申請人は****の方となりますが、中里・根岸・松野入地区推進委員、会田信二委員の方でご意見ありましたら発言願います。</p>
<p>会田委員</p>	<p>中里・根岸・松野入地区推進委員の会田です。</p> <p>ただいまの案件について意見申し上げます。**さんは水稻栽培及びきゅうりの専業農家であり、認定農業者でございます。本件につきまして、父親の**さんから田畑を借り受けて、水稻、施設野菜等を始めるとのことです。このように若い方が農業に従事していくことはこれからの農業に有効ではないかと思っておりますので、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第24号について質疑を許します。</p> <p>議案第24号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第24号の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第24号、青年等就農計画の認定に係る意見決定については異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第25号、浅川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p> <p>内容について説明いたします。</p> <p>今回の指針については、平成28年4月に改正された農業委員会等に関する法律において、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務として必須業務に位置付けられたということを業務説明会等の際にも説明させていただきましたが、この推進を図っていくため法第7条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する目標およびその方法について指針を定めることとされており、平成29年9月に指針を定め、令和2年11月に改正しております。</p> <p>また、指針の中で農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行うことと定められており、令和5年3月時点での現状を踏まえて目標値を記載しております。</p> <p>この指針を定めるにあたっては、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないと定められており、今回の見直しの決定にあたって推進委員の皆様からご</p>

	<p>意見がありましたら、その意見を反映し、定めることとなります。</p> <p>この指針につきましては、全国農業会議所から各農業委員会に示されている例をもとに、農地等の利用の最適化とされる、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への集積・集約化」、「新規参入の促進」にかかる数値目標およびその方法が記載されております。</p> <p>指針の具体的な中身についての説明ですが、まず、それぞれの数値についてですが、管内の農地面積については、これまでの耕地面積の推移に基づき試算し、このような面積を記載してございます。</p> <p>次にそれぞれの目標値ですが、この指針は第1の基本的な考え方に記載あります通り、福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針および浅川町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえ10年後の令和15年を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行うこととされています。そのため、3年後の目標があり、最終目標の年が令和15年になってございます。</p> <p>さらに、農業経営基盤強化促進法の改正により、地域計画の目標を達成するための役割について、今回の改正で追加しております。</p> <p>以上、説明となりますが、この指針に沿って浅川町農業委員会として農地等の利用の最適化の推進をしていくということになりますので、皆様方にご審議いただき、ご決定をお願いいたしたいと思っております。</p>
会 長	<p>事務局の議案朗読および説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第25号について、質疑ございませんか。</p> <p>局長よりこの指針については推進委員の意見を聞かなければならないとされていると説明ありましたので、推進委員の方からご意見ありましたらご発言ください。</p>
(「異議なし」の声)	
会 長	<p>意見なしとのことですので、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第25号、浅川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>それではご連絡いたします。</p> <p>まず初めに、次回の総会ですが、4月18日の木曜日、午後1時30分より、こちらの会場で総会を予定しておりますので、予定のほうお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、本日は事前に提出をお願いしておりました活動記録簿を事務局のほ</p>

<p>会 長</p>	<p>うまで提出まだ提出されていない方は提出をお願いいたします。</p> <p>それでは以上をもちまして、第9回浅川町農業委員会総会を閉会といたします。 ありがとうございました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>一同、ご起立願います。礼、ご苦労さまでした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)